

第48回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

第48期（2023年1月1日～2023年12月31日）

<事業報告>

- 業務の適正を確保するための体制
- 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

<連結計算書類>

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

<計算書類>

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

株式会社 ソディック

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年4月17日開催の当社取締役会の決議により、業務の適正を確保するための体制の内容を一部改定いたしました。その内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役は、法令及び定款を遵守するための体制を含む内部統制システムを構築し、監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
 - ロ. 取締役会が代表取締役及び業務執行を委任した取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督する。
 - ハ. 内部監査室は、内部統制システムの有効性について評価し、その結果を取締役及び監査役に報告する。
 - ニ. 当社は、コンプライアンス規程及び「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」等を定め、当社企業グループの役員及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るために、役員及び使用人の研修・教育を行うものとする。
 - ホ. 当社は、コンプライアンス違反またはその恐れのある事実を早期に発見し是正することを目的として、コンプライアンスヘルプライン（内部通報制度）を設置する。また、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に対していかなる不利益も生じさせないことを保証する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 当社は、法令及び定款並びに文書管理規程、帳票管理規程、情報リスクマネジメント規程その他の社内規程に基づき、取締役の職務に係る文書の適切な作成、保存及び管理を行う。
 - ロ. 取締役の職務執行に必要な文書及び記録等については、取締役、監査役及び会計監査人が必要に応じて閲覧または謄写することができるよう検索可能性の高い方法で保存及び管理を行うものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制

- イ. 当社は、リスク管理基本規程を定め、各部門において有するリスクの把握、分析、評価及びその回避等適切な対策を実施するとともに、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合に備え、リスク管理委員会を組織して予め必要な対応方針を整備し、万が一不測の事態が発生した場合には、必要かつ適切な対応を行う。
- ロ. 新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を取締役会において決定する。
- ハ. 特に、コンプライアンス、環境（自然環境・職場環境）、災害、品質（製品品質・サービス品質・業務品質）、情報セキュリティー、輸出管理等に係るリスクについては、各担当部門において規程の整備を進め、ガイドラインやマニュアル等の作成を行い、かつ研修・教育を行う。
- ニ. 全社的なリスク管理状況の監視・監督は、リスク管理委員会が行い、重要なリスクについては取締役及び監査役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ロ. 取締役会は、経営組織及び職務分掌に基づき、取締役に業務執行を行わせる。
- ハ. 経営効率を向上させるため、営業会議、合同技術会議、品質保証会議、事業報告会等を開催し、これに取締役が参加することにより業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- ニ. 迅速で効率性の高い企業経営を実現するため、執行役員制度を導入し、取締役会は執行役員に業務執行を委任する。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、関係会社運営管理規程に基づき、子会社管理の所轄部門が、重要事項の報告を求めるなど、子会社の統括管理を行う。
- ロ. 当社は、リスク管理基本規程に基づき、子会社から各社固有のリスクについて報告を受け、当社企業グループ全体の適切なリスク管理を実施する。
- ハ. 当社は、当社企業グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、会計、生産管理、販売管理等の基幹システムを統合し、業務プロセスの改善及び標準化に努める。

- ニ. 子会社は、当社との緊密な連携のもとに、「ソディック」ブランドの維持・向上を図ることができるように、自らの自立的な内部統制システムの整備を推進する。
 - ホ. 子会社の経営については、その独立性を尊重しつつ、取締役会が必要性を認める場合には、子会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人を派遣し、子会社の事業内容及び子会社の取締役の職務執行状況の定期的な報告を求めるなどして、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
 - ヘ. 内部監査室は、子会社の監査を実施し、その結果を当社の取締役及び監査役に報告する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- イ. 監査役は、必要に応じて職務遂行を補助する使用人を置くことを求めることができる。
 - ロ. 監査役を補助する使用人の人事評価、人事異動及び懲戒処分等については、監査役の同意を得るものとする。
 - ハ. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役や内部監査室長などの指示・命令を受けないものとする。
- ⑦ 当社の監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行の状況及び子会社の管理状況を報告する。また、取締役は、法定の事項に加え、当社企業グループに重大な影響を及ぼす事項や内部統制システムの構築・運用の状況について、監査役会規程、監査役監査規程、リスク管理基本規程その他の社内規程に基づき、監査役に報告する。
 - ロ. 当社は、当社及び子会社の使用人等から内部通報があった場合は、その事実等を速やかに監査役に報告する。
 - ハ. 監査役は、内部監査室による子会社監査の報告によるほか、その職務を行うために必要ある事項は、子会社の往査等を通じて、子会社の取締役及び使用人等から報告を受けることができる。
 - ニ. 当社及び子会社は、上記の報告を行った取締役及び使用人等に対して、いかなる不利益も生じさせないことを保証する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
当社は、監査役が監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言または調査等を委託し所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務遂行のために必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。
- ⑨ 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、監査上の重要な課題などについて意見の交換等を行う。
 - ロ. 監査役は、内部監査室と密接な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めるとともに、監査計画や監査結果等について説明を求める。
 - ハ. 監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、会計監査人に監査計画や監査結果等について説明を求める。
 - ニ. 取締役は、監査役がその職務遂行のために、情報の収集及び交換を適切に行うことができるようにするため、監査役が必要と認めた重要な調査に協力する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」に基づき、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力との関係を一切持たないことを基本方針とする。また、反社会的勢力のいかなる不当要求に対しても、組織全体として毅然とした対応をとるものとする。
 - ロ. 当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」を当社企業グループの役員及び使用人に周知徹底し、反社会的勢力との関係排除に向け、グループ全体での企業倫理の浸透に取り組む。また、反社会的勢力からの圧力に対抗するため、警察や企業防衛対策協議会等の外部の専門機関との連携関係を構築する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に関する事項
臨時を含め13回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項を協議・決定するとともに、各取締役の職務執行状況の監督を行いました。さらに、社外取締役を複数名選任し、監督機能を強化しています。
また、意思決定の迅速化と効率化を目的として執行役員制度を導入しています。
- ② コンプライアンスに関する事項
役員及び使用人に対し「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」を定期的に配信し、その遵守を誓約する意思確認を行っています。
また、内部通報制度を構築し、通報者の匿名性の確保と制度の実効性を高めるため、社外の弁護士を通報先とする社外通報窓口も設置しています。
- ③ 損失の危険の管理に関する事項
リスク管理基本規程に基づき定期的にリスク管理委員会を開催し、企業グループ全体のリスクを分析・評価し、重要なリスクの対応状況については取締役会及び監査役に報告しています。
また、自然災害など不測の事態により生じる損害の拡大を抑え、損失または不利益を最小限とするためにBCP（事業継続計画）の整備を進めています。
- ④ 企業グループの業務の適正に関する事項
関係会社運営管理規程に基づき、重要事項については子会社から子会社管理の所轄部門に事前に承認申請または報告を行っています。
また、内部監査室は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを行い、その結果を社長及び監査役に報告しています。
- ⑤ 監査役監査の実効性の確保に関する事項
監査役は、取締役会、営業会議、リスク管理委員会等の重要会議に出席し、また、定期的に行われる代表取締役、内部監査室、会計監査人との会合を通じて、重要な情報について適宜報告を受け、取締役の職務執行が法令及び定款に違反していないか監査しています。
また、監査役会の直轄下に監査役会室を設置し、専任のスタッフを配置して監査役の職務を補助しています。

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	24,618	9,717	40,312	△3,739	70,909
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,442		△1,442
海外子会社における従業員 奨励福利基金への積立金			△36		△36
親会社株主に帰属する 当期純損失			△4,604		△4,604
連結範囲の変動			△114		△114
自己株式の取得				△1,203	△1,203
自己株式の処分				75	75
自己株式の消却		△0	△1,856	1,857	-
譲渡制限付株式報酬		0			0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	△8,055	729	△7,325
当連結会計年度末残高	24,618	9,717	32,257	△3,010	63,583

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,030	9,114	△120	10,024	59	80,993
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△1,442
海外子会社における従業員 奨励福利基金への積立金						△36
親会社株主に帰属する 当期純損失						△4,604
連結範囲の変動						△114
自己株式の取得						△1,203
自己株式の処分						75
自己株式の消却						－
譲渡制限付株式報酬						0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	366	3,010	89	3,467	△5	3,461
当連結会計年度変動額合計	366	3,010	89	3,467	△5	△3,864
当連結会計年度末残高	1,397	12,125	△30	13,491	53	77,129

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称は「事業報告 1. 企業集団の現況 (3) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

従来連結子会社であったSodick Enterprise(S.Z)Co., Ltd.は、重要性が低下したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社イマリ精工

Sodick Technologies India Private Limited

- ・連結の範囲から除いた理由 連結の範囲から除いた子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社数 0社

- ・持分法適用の関連会社数 1社

Plustech Inc.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社イマリ精工

Sodick Technologies India Private Limited

STK Technology(Jiangsu)Co.,Ltd.

- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結計算書類の親会社株主に帰属する当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性に乏しいため、これらの会社に対する投資については、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法（特例処理の条件を満たす場合には特例処理を採用）

ハ. 棚卸資産

・商品及び製品並びに
仕掛品 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料及び貯蔵品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・販売目的のソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上しております。なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。

・その他の無形固定資産 定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をリース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額、それ以外のは、零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与の支出に備えて、賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

- 二. 製品保証引当金 当社及び一部の連結子会社は製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき必要額を計上しております。
- ホ. 品質保証引当金 当社は有償修理後に発生する品質保証費用の支出に充てるため、過去の実績を基礎にして品質保証引当金を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。
- 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ⑤ 収益及び費用の計上基準
- 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。
- イ. 工作機械事業、産業機械事業
- 主に放電加工機、マシニングセンタ、射出成形機などの製品の開発、製造、販売及びその消耗品の販売並びに保守サービスの提供を行っております。
- これらの製品の販売については、輸出取引を除き、製品を顧客に引き渡し、検収を受けた時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主に顧客が検収した時点で収益を認識しております。輸出取引においては、貿易条件等に基づき支配が顧客に移転した時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、貿易条件等に基づき支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。
- 消耗品販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから出荷時に収益を認識しております。
- 保守サービスについては、顧客との契約に基づく保守を完了し、顧客が当社グループの製品を利用できる状態にすることが履行義務であると判断しており、主に実施した保守サービスが顧客に検収された時点で収益を認識しております。また、合意された仕様に従った製品保証を超えて提供している製品の保証期間内における無償保守サービスについては、保証期間の経過に応じて顧客が便益を享受することから、保証期間の経過に伴い履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。
- なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産賃貸費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	783百万円
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の利益計画に基づき課税所得が十分に確保できることなどの理由により、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

将来の収益性に係る判断は、将来の市場の動向その他の要因により影響を受けます。回収可能性の評価にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	32,944百万円
無形固定資産	2,654百万円
固定資産に係る減損損失	1,035百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

本連結会計年度において、産業機械セグメントの資産グループについて減損の兆候があり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため減損損失を計上しております。

その他の資産グループについては減損の兆候が無いことから減損損失の認識が不要と判断いたしました。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の使用価値が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(棚卸資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産	32,396百万円
------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、商品及び製品並びに仕掛品は主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、原材料及び貯蔵品は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）にて評価しております。

当社グループでは、機械は受注に基づいて製造されることが多く、販売可能性が見込まれない製品や仕掛品が発生するリスクは高くない一方、過去に販売した機械の保守や修理のためのパーツの保有では保有期間が長期化する傾向にあります。これらの棚卸資産の保有期間が長期化するに伴い、販売および消費可能性が低下することが想定されることから、在庫保有期間および過去の販売と消費の実態に基づいたルールを策定し、当該ルールのもと、滞留在庫に対する評価損を計上しております。なお、製品及び仕掛品のうち機械については、正味売却価額に基づき、収益性の低下を検討しております。

評価減の認識および測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を与える可能性があります。

(工事原価総額の見積り)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する売上高	4,729百万円
----------------------------------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、工事契約に係る収益を計上するに当たり、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しており、食品機械事業の売上高の大半は当該収益認識基準を適用しております。進捗度の見積りにおいては、当連結会計年度末までに発生した工事原価が工事原価総額に占める割合を工事進捗度とするコストに基づくインプット法を採用しております。

工事内容の変更による契約金額の変更や原材料価格の変動等により工事原価総額の見積りの見直しが必要になった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

借入金の担保に供されている資産（簿価）は次のとおりであります。

建物及び構築物	1,579百万円
土地	3,227百万円

(注) 上記物件については、短期借入金100百万円、1年内返済予定の長期借入金5,052百万円、長期借入金4,234百万円の担保に供しております。

(2) 国庫補助金等による固定資産圧縮額

国庫補助金等による圧縮記帳額は84百万円であり、貸借対照表計上額は圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は次のとおりであります。

機械装置	84百万円
------	-------

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	57,292,239株	－株	2,500,000株	54,792,239株

(注) 普通株式の発行済株式総数の減少は、自己株式の消却による減少であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2023年3月30日開催の第47回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の金額	731百万円
・配当金の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	14円
・基準日	2022年12月31日
・効力発生日	2023年3月31日

ロ. 2023年8月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の金額	710百万円
・配当金の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	14円
・基準日	2023年6月30日
・効力発生日	2023年9月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2024年3月28日開催の第48回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の金額	761百万円
・ 配当金の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当額	15円
・ 基準日	2023年12月31日
・ 効力発生日	2024年3月29日

(3) 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産等に限定し、また、資金調達については主として銀行借入や社債発行による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

また、外貨建の金銭債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が担当取締役へ報告されております。

また、長期貸付金は主に関係会社に対して実行しており、定期的に財務状況の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債は主に設備投資及び研究開発に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税）及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほとんどが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

デリバティブ取引の執行、管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)投資有価証券(*2)			
①満期保有目的の債券	10	9	△0
②その他有価証券	2,467	2,467	－
(2)長期貸付金	28	28	0
(3)長期預金	4,583	4,591	7
資産計	7,089	7,097	7
(1)社債(*3)	440	431	△8
(2)長期借入金(*4)	32,478	32,173	△304
負債計	32,918	32,604	△313
デリバティブ取引(*5)	11	11	－

(*1)「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること、または短期間で決済及び返済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	2,928
組合出資金(※)	74

(※)投資事業有限責任組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*3)社債には、1年内償還予定の社債も含まれております。

(*4)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金も含まれております。

(*5)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	34,621	—	—	—
受取手形	1,274	—	—	—
売掛金	11,182	—	—	—
電子記録債権	1,312	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	10	—	—
長期貸付金	—	28	—	—
長期預金	—	4,583	—	—
合計	48,390	4,622	—	—

(注) 2. 社債、長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	3,045	—	—	—	—	—
社債	140	140	160	—	—	—
長期借入金	8,649	7,268	6,064	4,554	2,830	3,110
合計	11,834	7,408	6,224	4,554	2,830	3,110

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	2,467	—	—	2,467
資産計	2,467	—	—	2,467

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	9	—	9
長期貸付金	—	28	—	28
長期預金	—	4,591	—	4,591
デリバティブ取引				
通貨関連	—	11	—	11
資産計	—	4,642	—	4,642
社債	—	431	—	431
長期借入金	—	32,173	—	32,173
負債計	—	32,604	—	32,604

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している公債は、取引金融機関から提示された価格によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価評価は、取引先金融機関から提示された価格等により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

社債

社債の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

①財又はサービスの種類別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	工作機械	産業機械	食品機械		
製品販売	34,407	7,152	5,924	4,934	52,419
保守サービス・ 消耗品	12,299	1,477	977	—	14,754
合計	46,706	8,630	6,902	4,934	67,174

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、精密金型・精密成形事業、要素技術事業等を含んでおります。

2. グループ間の内部取引控除後の金額を表示しております。

②地域別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 2	合計
	工作機械	産業機械	食品機械		
日本	9,991	4,154	3,119	4,806	22,072
北・南米	8,777	722	37	－	9,538
欧州	6,617	24	－	－	6,642
中華圏	14,887	2,618	2,850	128	20,484
その他アジア	6,432	1,111	893	0	8,437
合計	46,706	8,630	6,902	4,934	67,174

(注) 1. 国または地域別の収益は顧客の所在地に基づき、分解しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、精密金型・精密成形事業、要素技術事業等を含んでおります。

3. グループ間の内部取引控除後の金額を表示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を認識するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎情報は、連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

(3) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2023年1月1日)	当連結会計年度末 (2023年12月31日)
顧客との契約から生じた債権	17,814	13,769
契約資産	676	2,236
契約負債	4,448	3,296

契約資産は、主に、食品機械の販売等の一定期間にわたり充足した履行義務に係る対価に対する当社グループの権利であり、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は主に2種類あり、1つは製品の引渡前に当社グループが顧客から受け取った対価、もう1つは製品の販売と同時に提供している追加の保証サービスを保証期間に応じて繰り延べたものであり、両方とも通常、当社グループが履行義務を充足した時点で収益に振り替えられます。当連結会計年度に認識した収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、3,079百万円であります。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2023年12月31日)
履行義務の充足に関する進捗に応じた残存履行義務	2,822
保証サービスに係る残存履行義務	1,220
顧客に付与するポイントに係る残存履行義務	26

履行義務の充足に関する進捗に応じた残存履行義務は食品機械事業に係るもので、当該履行義務の充足に関する進捗に応じて、概ね2年以内に収益を認識することを見込んでいます。

保証サービスに係る残存履行義務は、製品の販売と同時に提供している追加の保証サービスを保証期間に応じて繰り延べたものであり、概ね3年以内に収益を認識することを見込んでおります。

顧客に付与するポイントに係る残存履行義務は、消耗品の購入に対して顧客に付与した、将来の消耗品の購入に使用できるポイントを行使または失効まで繰り延べたものであり、概ね2年以内に収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、上記金額には含めておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,519円02銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △90円29銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	24,618	9,719	－	9,719	16,981	16,981	△3,739	47,579
当期変動額								
剰余金の配当					△1,442	△1,442		△1,442
当期純損失					△114	△114		△114
自己株式の取得							△1,203	△1,203
自己株式の処分							75	75
自己株式の消却			△0	△0	△1,856	△1,856	1,857	－
譲渡制限付株式報酬			0	0				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	△3,413	△3,413	729	△2,683
当期末残高	24,618	9,719	－	9,719	13,568	13,568	△3,010	44,896

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	949	949	48,529
当期変動額			
剰余金の配当			△1,442
当期純損失			△114
自己株式の取得			△1,203
自己株式の処分			75
自己株式の消却			—
譲渡制限付株式報酬			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	352	352	352
当期変動額合計	352	352	△2,330
当期末残高	1,302	1,302	46,198

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------|---|
| ① 有価証券 | |
| 子会社株式及び | 移動平均法による原価法 |
| 関連会社株式 | |
| その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等 | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 以外のもの | |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ② デリバティブ | 時価法（特例処理の条件を満たす場合には特例処理を採用） |
| ③ 棚卸資産 | |
| ・ 商品 | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| ・ 製品、仕掛品並びに | 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| 未着品 | |
| ・ 原材料及び貯蔵品 | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|-----------------|---|
| ① 有形固定資産 | |
| (リース資産を除く) | 主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法を採用しております。 |
| ② 無形固定資産 | |
| (リース資産を除く) | |
| ・ 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ・ 販売目的のソフトウェア | 見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上しております。なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。 |
| ・ のれん | 投資効果の発現する期間で均等償却しております。 |
| ・ その他の無形固定資産 | 定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | |
| ・ 所有権移転外ファイナンス・ | リース期間を耐用年数とし、残存価額をリース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残 |
| リース取引に係るリース資産 | 価保証額、それ以外のものは、零とする定額法によっております。 |
| ④ 長期前払費用 | 均等償却によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法（10年）により発生翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

また、当事業年度末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。

④ 製品保証引当金

製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき必要額を計上しております。

⑤ 品質保証引当金

有償修理後に発生する品質保証費用の支出に充てるため、過去の実績を基礎にして品質保証引当金を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益及び費用の計上については、連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のうち「金利スワップの特例処理」（金融商品に係る会計基準注解）の対象となる取引については、当該特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ取引
ヘッジ対象……変動金利借入の支払金利

③ ヘッジ方針

財務上のリスク管理対策の一環として、デリバティブ取引を行っております。借入金の金利変動リスク軽減のために金利スワップ取引を行うものとしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性評価を省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産(相殺前)	949百万円	398百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	17,827百万円
無形固定資産	1,455百万円
固定資産に係る減損損失	767百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

本事業年度において、産業機械セグメントの資産グループについて減損の兆候があり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため減損損失を計上しております。

その他の資産グループについては減損の兆候が無いことから減損損失の認識が不要と判断いたしました。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の使用価値が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

棚卸資産	13,390百万円
------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

(工事原価総額の見積り)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する売上高 4,729百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,192百万円
土地	3,124百万円
計	4,316百万円

建物1,192百万円、土地3,124百万円は、1年内返済予定の長期借入金5,052百万円、長期借入金4,234百万円の担保に供しております。

(2) 偶発債務

保証債務

次の関係会社等の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

Sodick(Thailand)Co.,Ltd.	521百万円
蘇州沙迪克特種設備有限公司	300百万円
Sodick Europe Holding Ltd.	188百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	6,471百万円
短期金銭債務	1,874百万円

(4) 取締役及び監査役に対する金銭債務は次のとおりであります。

長期金銭債務	2百万円
--------	------

(5) 国庫補助金等による固定資産圧縮額

国庫補助金等による圧縮記帳額は84百万円であり、貸借対照表計上額は圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は次のとおりであります。

機械装置	84百万円
------	-------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	(売上取引)	13,549百万円
	(仕入取引)	13,839百万円
	(その他)	588百万円
営業取引以外の取引	(収益)	4,283百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,018,691株	1,635,269株	2,602,000株	4,051,960株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,635,269株は、取締役会決議による取得1,632,600株、譲渡制限付株式報酬として処分した株式のうち無償取得した2,200株、単元未満株式の買取りによる取得469株であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少2,602,000株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少102,000株、取締役会決議による消却2,500,000株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	10	百万円
賞与引当金	268	
棚卸資産評価損	1,174	
製品保証引当金	83	
有価証券評価損	976	
減損損失	294	
減価償却超過額	346	
税務上の繰越欠損金 (注)	553	
その他	636	
繰延税金資産小計	4,344	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△553	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,392	
評価性引当額小計	△3,945	
繰延税金資産合計	398	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	371	
有形固定資産	1	
前払年金費用	127	
その他	0	
繰延税金負債合計	500	
繰延税金負債の純額	△102	

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額合計

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※)	－	82	220	220	29	－	553
評価性引当額	－	82	220	220	29	－	553
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 法人主要株主等
該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等(人)	事業上の関係				
子会社	Sodick (Thailand) Co.,Ltd.	740百万 タイバーツ	放電加工機・射出成形機の製造・販売	所有 直接 100	2	製品の製造	製品の購入(注2)	10,619	買掛金	1,238
							債務保証(注1)	521	-	-
							利息の受取(注3)	158	関係会社 短期貸付金	453
									関係会社 長期貸付金	2,141
子会社	沙迪克(厦門)有限公司	80,000 千米ドル	放電加工機・食品機械の製造・販売	所有 直接 100	1	製品の製造	利息の受取(注3)	78	関係会社 短期貸付金	1,815
							配当金の受取	2,618	-	-
子会社	Sodick Europe Ltd.	100 千英ポンド	放電加工機の販売	所有 間接 100	2	欧州における製品の販売	製品の販売(注2)	3,888	売掛金	1,574
子会社	Sodick, Inc.	671 千米ドル	放電加工機の販売	所有 間接 100	2	北米における製品の販売	製品の販売(注2)	3,961	売掛金	1,368

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記子会社の銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受取りはありません。

(注2) 上記子会社との取引については、市場価格を勘案して決定しております。

(注3) 上記子会社に対する資金の貸付の利息については、市場金利及び会社の財政状態を勘案して決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	910円50銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△2円24銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本計算書類の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし百分率は四捨五入して表示しております。